

しょうがい しゃじょうほう

そく しんじょうれい

障害者情報コミュニケーション促進条例

ができました!!

みの お し しょうがい ひと ひと
箕面市では、障害のある人もない人も、

だれ ぐ
誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、

しょうがい しゃじょうほう そく しん じょうれい せい てい
「障害者情報コミュニケーション促進条例」を制定しました。

しょうがい しゃ じょうほう そく しん じょうれい 「障害者情報コミュニケーション促進条例」とは

じ ぶん しょうがい あ しゅ だん じょうほう にゆうしゅ
自分の障害に合った手段で、情報を入力したり、コミュニケーションをとる
ことができるまちづくりをめざし、市の考えや取組、市民や事業者の役割
を定めたものです。

わたし まわ き しょうがい
私たちの周りでは、「見えない」「聞こえない」など、さまざまな障害のある
かたが生活しています。

たが ほう ほう すこ く ふう おお
お互いにコミュニケーションの方法を少し工夫するだけで、多くのことを
話したり、助け合ったりすることができます。

こま ひと み こえ あい て はなし き なに
困っている人を見かけたら、まず声をかけ、相手の話をよく聞いて「何が
ひつ しょう かく にん
必要なのか」を確認しましょう。



聴覚障害のある人のコミュニケーション手段

手話、要約筆記、筆談、メール、音声文字変換アプリ、電話リレーサービスなどがあります。筆談や、スマホに打った文字を見せ合うなどして会話をしましょう！マスクは外して、目を見ながら話すことが大切です。

視覚障害のある人のコミュニケーション手段

点字、音訳、代筆、代読などがあります。声をかけるときは、なるべく正面から。何かを伝えるときは、「コンビニは、3時の方向に約200メートルです」など、具体的に説明すると分かりやすいです。

理解力や記憶力に障害のある人のコミュニケーション手段

具体的な言葉で、簡潔に話しましょう。言葉だけでなく、地図や写真、イラストを交えて説明すると分かりやすいです。相手のペースに合わせて、ゆっくり話すといいです。

障害のあるかたとのコミュニケーションに役立つ講座やサークル活動にぜひご参加を！

市では、障害のあるかたとのコミュニケーションに役立つ、手話や要約筆記、音訳などを学ぶ講座を開催しています。

また、地域のみなさんによるサークル活動も盛んです。

各種講座や、サークル活動について、詳しくは障害福祉室へお問い合わせください。

市では、この条例をもとに、さまざまな取組を進めていきます。条例について、詳しくは箕面市ホームページをご覧ください。

市の取組

- 市役所での手話通訳、手話通訳者・要約筆記者の派遣など
- 点字文書の送付、広報紙の点字版・音声版の作成など

お問い合わせ

箕面市健康福祉部障害福祉室

電話番号072・727・9506 ファクス072・727・3539

